

「墨田区議会基本条例の運用に係る検討課題」検討結果

NO. 24	優先度 B3		
検討課題	決議に関する事後の状況、対応等報告		
条文	<p>(区長等との関係)</p> <p>第21条 4 議会は、本会議において可決された決議に関する事後の状況、対応等について、区長等に対し報告を求めるものとする。</p>		
具体的な運用方法等	<p>1 報告を求める決議 本会議において可決された決議のうち、区の事務に関するものとする。</p> <p>2 報告の方法 区長等は、決議に対する一定の措置又は決定を行った場合は、その直後に開かれる所管の常任委員会又は特別委員会において報告を行うものとする。 なお、所管の委員長は、区長等が当該措置又は決定を行う前でも、その時点での検討状況について議会に報告するよう、議長を通じ、区長等に求めることができる。</p> <p>3 実施時期 令和2年度定例会から実施する。</p>		
関係例規の改正等	例規等の題名		
	改正等の内容		